

流行性疾病について

感染が広がる可能性があったり、園生活での配慮が必要だったりする疾病にかかった時は、速やかに園に連絡をいただくとともに、治癒時（症状が改善されて登園するとき）に書類を提出していただく必要があります。感染を広げないためにも、お子さんが健康に園で過ごすためにも大切なことですので、ご協力ください。よろしくお祈りします。

通院して以下の疾病と診断されたら、速やかに園に連絡をください。お電話で結構です。

1. 治癒証明書 の提出が必要な疾病

- ・ はしか（麻疹）
- ・ おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）
- ・ 風しん（三日はしか）
- ・ みずぼうそう（水痘）
- ・ プール熱（咽頭性結膜炎）
- ・ 百日咳
- ・ 結核
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）
- ・ 流行性結膜炎（流行り目）
- ・ 急性出血性結膜炎
- ・ 髄膜炎菌性髄膜炎

※ 治って園に登園する際には、医師による「治癒証明書」の提出が必要です。

2. インフルエンザまたは新型コロナウイルスにおける療養報告書

インフルエンザまたは新型コロナウイルスに診断された場合、発症した後5日を経過、かつ解熱した後3日を経過するまで、出席停止となります。

※出席停止期間後登園するには「インフルエンザにおける療養報告書」「新型コロナ感染症における療養報告書」を保護者が記入して提出してください。

3. 登園届 の提出が必要な疾病（登園の目安）

- ・ 溶連菌感染症 （医師の処方による薬を飲み始めて24～48時間経過していること）
- ・ 感染性胃腸炎：ノロ・ロタウイルス感染症 （嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事ができること）
- ・ RSウイルス感染症 （呼吸症状がなくなり、全身症状が良いこと）
- ・ マイコプラズマ肺炎 （発熱や激しい咳が治まっていること）
- ・ 手足口病 （発熱がなく、普段の食事ができること）
- ・ リンゴ病 （全身症状が良いこと）
- ・ ヘルパンギーナ （発熱・口腔内の水泡の影響がなく普段の食事が取れること）
- ・ 帯状疱疹 （すべての発疹が痂皮化していること）
- ・ 突発性発疹 （発熱し機嫌がよく全身状態が良いこと）

※医師から登園許可がでたら、保護者が「登園届」を記入して提出してください。

※ とびひ は届書類の提出の必要はありませんが、医師による飲み薬の内服と塗り薬を塗って治療を始め、患部が乾燥しているか、被膜ができていること（またはガーゼ等で保護されていること）を登園の条件としています。

必ず守っていただきたいこと

感染拡大を防ぐため、また予防接種・妊娠中・持病がある方などの方への配慮から、感染症が発生したらすぐに玄関入り口や保育室入口に掲示してお知らせしています。そのため、医師から発症の診断が出たら速やかに園に連絡してください。（お電話で結構です。）登園・保育活動（プール、戸外遊びなど）への参加について配慮が必要かどうかは、園ではなくて医師に確認していただき、指示に従って頂くとともに、園にも内容をお知らせください。朝は必ず検温をして **連絡ノート（ひよこ・りす）** **あさのたより（うさぎ）** **体温チェック表（ぱんだ・きりん・ぞう）** に記入して、さらに朝食の様子や排便の有無・お子さんの表情や行動などの様子を保護者の目で見てください、普段と違う様子があったら園に知らせていただくか、登園せずに家庭で経過観察・通院などをするよう考えてください。

※園での与薬が必要な場合は、医師による**与薬指示書**と保護者による**与薬申請書**とともに**必ず一回分ずつのお薬**を持たせて下さい。

どの疾病についても、治癒後もう1日家庭で食事や生活、睡眠などを整えてから登園させていただけるとその後の経過が良好で、いつまでも不調を引きずることがなくなります。お子さんのためにご協力をお願いします。

